



広島県報

号 外
第 169 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

選挙管理委員会告示

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙期日

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙長及び選挙

長職務代理者の選任

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙会場の所

及び日時

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の

事務取扱場所

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会

人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時

正 誤

平成十八年十二月十四日付け広島県報 (定期) 第九十五

号中広島県選挙管理委員会告示第五十二号の訂正

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第五十九号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条において準用する公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第三十四条第一項の規定により、広島海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を平成十八年十二月二十七日に行う。

平成十八年十二月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会告示第六十号

平成十八年十二月二十七日執行の広島海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成十八年十二月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
広島県広島市南区仁保新町二丁目五番二〇号	葭川 明三	広島県広島市南区東雲一丁目一八番三〇号	恵飛須 隆幸

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

平成十八年十二月二十七日執行の広島海区漁業調整委員会委員の補欠選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり定める。

平成十八年十二月十八日

一 場 所 広島市中区基町十番五十二号 広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

二 日 時 平成十八年十二月二十八日 午後四時三十分

ただし、漁業法第九十四条において準用する公職選挙法第百条第四項の規定により投票を行わない場合は、平成十八年十二月二十八日午前十時

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

平成十八年十二月二十七日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務は、広島市中区基町十番五十二号広島県庁内広島県選挙管理委員会事務局 (ただし、十二月十八日午前十時までは、広島県庁内広島県選挙管理委員会委員室) において行う。

平成十八年十二月十八日

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 蒨 川 明 三

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第二号

平成十八年十二月二十七日執行の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会に
関し、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えた場合に、選挙立会人
を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成十八年十二月十八日

広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 蒨 川 明 三

一 場 所 広島市中区基町十番五十二号 広島県庁

二 日 時 平成十八年十二月二十五日 午前十時

正 誤

平成十八年十二月十四日付け広島県報 (定期) 第九十五号に登載の広島県選挙管理委員会
告示第五十二号 (選挙権を有する者の総数の三分の一の数) の一部を次のように訂正する。

平成十八年十二月十八日

広島県選挙管理委員会事務局長 大 西 博 臣

ページ	段	行	誤	正
七	上	一〇	二、九八七	三、〇二九